

# 福祉医療(医療費助成)制度について

福祉係

福祉医療制度は、医療機関や薬局等の窓口で支払った医療費等のうち、保険適用になった自己負担分の一部について町が助成する制度です。

次の表に該当する方は、資格が取得できる場合があります。資格認定を受けておらず該当すると思われる場合は、福祉係の窓口でご相談ください。

区 分	対 象 者	所 得 制 限	
		本 人	扶養義務者等
乳 幼 児	出生から就学前	な	し
児 童	小学生から高校生	な	し
障害のある方	身障手帳1級・2級	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠
	身障手帳3級	所得税非課税者	
	療育手帳A1・A2・B1	特別障害者手当準拠	
	65歳以上 国民年金法施行令別表該当		
	精神保健福祉手帳		
母子・父子家庭の親と子、父母のいない児童		児童扶養手当準拠	

## ■ 福祉医療費給付金の対象範囲

医療機関等の窓口では通常どおり自己負担分のお支払いをいただきますが、後日口座振込みで医療費等の一部が町から給付金として支払われます。ただし、給付金は受給者負担金と高額療養費、附加給付金を除いた額となります。

県内受診の場合…受診の際、「福祉医療費受給者証」を提示してください。町への申請手続は必要ありません。

県外受診の場合…保険点数が明記された領収書をお持ちになり福祉係の窓口で申請をしてください。

※その他、医師の指示によりコルセットなどの治療用装具を作ったとき、はり・きゅう・マッサージの施術を受けたときは役場窓口で申請が必要です。申請手続に必要な書類等はお問い合わせください。

### 現在、受給者証をお持ちの方へ（福祉医療費受給者証の更新について）

受給者証の有効期間は、基本的に1年であり、毎年8月1日に更新されます。資格判定を行い、引き続き受給資格対象となる方には7月中に新しい受給者証をお送りします。（※「乳幼児・児童」は除きます。）

## 30歳代の女性の皆さん、 乳房超音波検診を受けましょう

8月1日より  
電話予約開始

乳がんは早期発見で治癒する確率が高いがんです。早期発見にはセルフチェックと定期検診が大切です。「まだ大丈夫。」と思われがちな30歳代から40歳代で乳がんにかかる割合が急増します。乳腺が発達している30歳代は乳房超音波検診が有効です。

町では、次の日程で乳房検診を実施します。是非この機会に検診を受けましょう。

実施日：9月26日（水） 8：45～14：00 予約制  
（撮影にかかる時間は、1人5分前後です）

対象者：30～39歳女性

内 容：乳房超音波（※視触診はありません。）

料 金：1,000円

会 場：保健センター

申込先：役場環境保健係へ電話にてお申込下さい。

受付期間：8月1日（水）～8月20日（月）

※ 定員になり次第、メ切とさせていただきます。

環境保健係